## 関係法令等抜粋

〇地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会条例 (平成20年佐賀県条例 第54号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25条例28・平30条例18・一部改正)

(所掌事務)

- 第2条 法第11条第2項第6号の規定により委員会の権限に属する事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 知事の諮問に応じ、法第26条第1項の規定による中期計画の作成及び変更に係る認可に関する重要事項を調査審議すること。
  - (2) 知事の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に係る評価及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関する重要事項を調査審議すること。

(平30条例18・追加)

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(平30条例18·旧第2条繰下)

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(平30条例18・旧第3条繰下)

(臨時委員)

- 第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平30条例18·旧第4条繰下)

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代 理する。

(平30条例18·旧第5条繰下)

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議 を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平30条例18·旧第6条繰下)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(平28条例9・一部改正、平30条例18・旧第7条繰下)

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 委員会に諮って定める。

(平30条例18·旧第8条繰下)

## 〇地方独立行政法人法(抄)(平成十五年法律第百十八号)

- 第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立 団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」と いう。)を置く。
- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項(第五十六条第一項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

## 二~五 略

- 六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容 を公表しなければならない。
- 4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(平二九法五四·一部改正)

## (中期目標)

- 第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が 達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期 目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当 該中期目標を変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
  - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
  - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
  - 四 財務内容の改善に関する事項
  - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 <u>設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらか</u> じめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(平二九法五四·一部改正)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

- 第二十八条 <u>地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に</u> <u>掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設</u> 立団体の長の評価を受けなければならない。
  - 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業 務の実績
  - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における 業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における 業務の実績
  - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な 評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する 当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計 画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならな い。
- 4 <u>設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる</u> 中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評 価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 <u>設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法</u> 人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなけれ ばならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(平二九法五四・全改)

(評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(平二九法五四・全改)

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を 公表しなければならない。

(平二九法五四・全改)